

長岡市告示第106号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が長岡市小国診療所の管理及び運営に関し必要な事項を次のように定めたので、長岡市診療所設置条例（平成17年長岡市条例第64号）第11条第2項の規定に基づき告示します。

令和7年3月27日

長岡市長 磯田 達伸

1 診察時間

午前8時30分から午後5時まで

2 休診日

- （1） 毎週月曜日、水曜日、土曜日及び日曜日
- （2） 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- （3） 12月29日から翌年の1月3日までの日（（2）に掲げる日を除く。）

3 診察時間及び休診日を定める期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで